



資源とごみの分け方・出し方

問 環境政策課(みかもクリーンセンター) TEL23-8153 (葛生清掃センター) TEL86-4351



- 燃えるごみは市販の透明または半透明のポリ袋で出してください。レジ袋や色つきの袋での排出はできません。
- 資源ごみ(紙類を除く)、燃えないごみ、有害ごみは指定袋で出してください。指定袋の大きさは【大、中、小】と3種類あります。空きビン、燃えないごみ、有害ごみは【中または小】で出してください。
- ごみは決められた日(収集当日)の午前8時までに、決められた場所(ごみステーション)へ出してください。
- 収集日以外の日や夜間には、絶対に出さないでください。
- ルール違反のごみは、収集しません。正しく分別し、決められた日に出し直してください。
- ごみステーションに出せるのは、1回の収集につき、各品目2袋までです。
- 引っ越しや大掃除などに伴って一度に多量に出るごみは市の清掃センターに直接搬入してください。
- 詳細は「ごみ分別の手引き」でご確認ください。

▶ ごみの出し方一覧表

品目		出し方など	
ステーションに出せるごみ	燃えるごみ	市販の透明または半透明のポリ袋で出してください。レジ袋や色つきの袋での排出はできません。	
	紙類	紙箱、雑誌・本類、その他の紙類、チラシの出し方	ひも(ビニール・ナイロン可)で十文字に縛るか、紙袋に入れて出してください。
		新聞紙・新聞に入っている折り込みチラシ	ひも(ビニール・ナイロン可)で十文字に縛って出してください。新聞専用の紙袋を使用しても結構です。
		ダンボール	ひも(ビニール・ナイロン可)で十文字に縛って出してください。
	資源ごみ	紙パック	ひも(ビニール・ナイロン可)で十文字に縛って出してください。
	衣類	指定袋で出してください。雨天時は出せません。	
	白色の食品トレイ	水洗いし、油を落とし、乾かしてから指定袋で出してください。	
	ペットボトル	ふた・キャップ・外側のフィルムを外してから中を洗い、水分を取ってから指定袋で、出してください。	
	空きカン	中身を出してから洗い、水分を取ってから指定袋で、出してください。	
	空きビン	栓・ふた・キャップを外してから、中を洗い、水分を取ってから指定袋(中または小)で出してください。	
燃えないごみ	指定袋(中または小)で出してください。		
有害ごみ	指定袋(中または小)で出してください。		
ステーションに出せないごみ	粗大ごみ	家庭から出る粗大ごみは、ごみステーションには出せません。分解してもステーションには出せません。市の清掃センターに直接搬入してください(有料)。	
	市で扱わないもの	処理が困難なもの、危険なものは市では扱いません。詳しくはお問い合わせください。	
	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	左の4品目(家電4品目)については、法律により、リサイクルすることになっています。詳しくはお問い合わせください。	
	家庭用パソコン	家庭用パソコンは法律によりリサイクルすることになっています。詳しくはお問い合わせください。	

○会社、事業所、農業、林業、自営業、商店、食堂などの事業活動から出るごみは、ごみステーションに出せません。事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けて、以下の方法で処理してください。

【事業系一般廃棄物】

- 直接搬入する場合は、佐野地域の方はみかもクリーンセンター、田沼・葛生地域の方は葛生清掃センターでごみ搬入届出の申請を行い(初回のみ)、「ごみ搬入届出証」を受け取ってからごみを搬入してください(有料)。
- 市が許可している一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者に委託して処理してください(有料)。

【産業廃棄物】

産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託して処理してください(有料)。

リサイクル・収集支援

▶ 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金制度

家庭から出る生ごみの堆肥化や減量化の促進のため、生ごみ処理機器を購入された方に対し、補助金を交付します。

補助の内容

- 電気式生ごみ処理機
購入費の3分の1に相当する額、1世帯につき1機まで
(上限:30,000円)
- 生ごみ処理容器(コンポスト容器、EM容器、キエ一口)
購入費の2分の1に相当する額、1世帯につき2器まで
(上限:1器当たり5,000円)

▶ 資源ごみ集団回収報奨金制度

町会、老人クラブ、育成会、PTAなどの団体が、地域の自主活動として、再利用できる紙類、ビン、カンなどの資源ごみを集団で回収し、市に登録のある回収業者に引き取ってもらった場合、団体に対し、その重量に応じて報奨金を交付します。

報奨金 = 重量割(回収重量×3円/kg) + 回数割(2,000円/回、年12回限度)

※報奨金を受けるには、市に事前に回収団体として登録する必要があります。

▶ 廃食用油、インクカートリッジの回収

ご家庭で不用になった食用油を回収し、リサイクル業者に引き渡して、廃食用油の100%リサイクルを実施しております。廃食用油を500ccペットボトルなどの容器に入れて、市内13カ所に設置された回収BOXに入れていただければ回収いたします。

また、併せてインクカートリッジの回収も行っていますのでご協力をお願いします。

▶ 書籍のリユース

みかもクリーンセンターリサイクルプラザでは、書籍のリユース(再利用)を図るため、「みかもエコ・ライブラリー」を設けています。

「みかもエコ・ライブラリー」では、1人1回につき10冊まで無償譲渡しています。

また、書籍の寄贈も受け付けていますので、ご利用ください。

▶ 不用品登録制度

家庭で不用になった品物や、譲ってほしい品物を登録し、お互いに譲り合うことによって、不用品のリユース(再利用)を図るためのものです。「もったいない」の心で、ぜひご利用ください。

登録情報の掲示場所(個人情報には表示しません)

- 市役所、田沼行政センター、葛生行政センター
- みかもクリーンセンターリサイクルプラザ
- 葛生清掃センター

※掲示期間は3カ月間です。

▶ ふれあい収集

高齢や障がいなどにより、ごみステーションまで家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、職員が自宅へ訪問し、ごみを収集すると共に安否確認を行います。

対象となる世帯は

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣の方などの協力が得られない世帯が対象です。

- 65歳以上で要介護1以上の認定を受けている方
- 障害者手帳などをお持ちの方

※詳細はお問い合わせください。

〈 広告 〉

ごみ分別アプリ **さんあ〜る**

ごみの分別方法や収集日に悩んだことはありませんか。
ごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。

対応言語 ● 日本語、英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、タガログ語

主なアプリ機能

- ごみの品目名から分別方法を検索できます
- 詳しいごみの分け方・出し方の注意点を確認できます
- お住まいの地域を設定すると、収集カレンダーの表示、収集日のアラーム設定ができます



かけがえのない地球を次の世代へ...

株式会社 中商

買取

紙・鉄・非鉄
ペットボトル・プラスチック

一般客持込OK

【佐野営業所】佐野市高萩町375
TEL0283-20-1291

【西那須営業所】那須塩原市二区町 478-7
TEL0287-36-7758

【那須営業所】那須塩原市下厚崎 94-7
TEL0287-60-5355

<https://www.office-nakagami.co.jp>

東京圏通学者・通勤者定住促進奨励金

問 総合戦略推進室 TEL20-3012

本市に住所を有する方で、高速バスの定期券などを購入し、東京圏へ通学・通勤される方に奨励金を交付します。

対象の方

- 東京圏の学校などに在籍し、通学している方
- 東京圏の事務所・事業所のある企業などに在職し、通勤している方 など

※東京圏とは、東京23区および東京23区を経由して東京西部、埼玉、千葉、神奈川などに通学先・通勤先の所在地のある方

対象の経費

- 佐野新都市バスターミナルから東京圏へ発着する高速バスの定期券代
- 東武佐野線を利用した定期券代または特急券代

補助の金額

高速バスの通勤・通学 月額5,000円(年度内最大6万円)
東武鉄道の通勤 特急券の利用状況に応じて 月額5,000円(年度内最大6万円)

東武鉄道の通学 定期代の3分の1の額(年度内最大2万円)

※最長連続3年まで

市営住宅

問 建築住宅課 TEL20-3103

▶ 申し込み

- 市営住宅の募集につきましては、定期的に年間5回ほど募集を行っています。申し込みをされる方は、申込資格を確認の上、募集期間に必要な書類をそろえて提出してください。
- 応募が募集を超える場合、公開抽選により決定となります。
- 2次募集として、申し込みを受け付けている住宅もあります。

▶ 申し込み資格

- (1) 住宅に困窮していることが明らかな方
- (2) 単身または同居しようとする親族がある方
- (3) 地方税を滞納していない方(入居する方全員)
- (4) 申込者本人または現に同居している方もしくは同居しようとする親族が暴力団員でない方
- (5) 世帯の総収入(所得)の合計が条例に定める収入基準の範囲の方

▶ 入居決定後に用意いただくもの

- (1) 国内在住の独立の生計を営む連帯保証人1人
- (2) 敷金(家賃3カ月分)

▶ 禁止行為

市営住宅は共同住宅ですから、集団生活ということをおぼえ、お住まいの皆さまで良い住環境をつくるよう努めましょう。次のような行為は、慎んでください。

- ペット類(犬、猫、鳥など)の飼育やえさを与えるなどの行為
- 住宅の用途以外の使用または騒音など、他人に迷惑を掛ける行為
- 通路など指定駐車場以外に車を停める行為
- 営業行為や共同生活を営み得ない行為

▶ 申請・届出

世帯人員の異動など法律で決められた申請や届け出が必要です。

▶ 家賃

市営住宅の家賃は、世帯の収入と扶養人数などによって毎年決まります。また、収入基準を超える方の家賃は、民間賃貸住宅とほぼ同程度になります。

▶ 指定管理者について

市営住宅などの維持管理および修繕や苦情・要望の対応、入居申込をはじめとする各種手続きや申請・家賃の納付相談については、市営住宅等指定管理者に委託しています。

建築の手続き

問 建築指導課 TEL20-3104

建築物の安全性などを確保するために、建築物を建てる際には、行政の建築主事または民間の指定確認検査機関による確認や検査を受けなければならないこととなっています。

▶ 建築確認

建築物を建築しようとする人は、建築主事または指定確認検査機関に確認申請書を提出し、建築基準法などの基準に適合していることの確認を受けなければなりません。

▶ 中間検査

建築基準法および特定行政庁により、特定工程を指定した建築物については、一定の工程が終了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

▶ 完了検査

建築確認を行わなければならない建築物については、工事が完了した段階で、建築主事や指定確認検査機関の検査を受けなければなりません。

市産材を活用した住まいづくり支援事業補助について

問 建築住宅課 TEL20-3103

市産材を活用した木造住宅の新築を支援することにより、木造住宅の供給および木材の利用の促進による林業および木材産業の活性化を図り、木材の地産地消による二酸化炭素の排出抑制および脱炭素社会の実現並びに定住の促進に資することを目的として実施するものです。

対象住宅は以下の全てに該当する住宅

- 市内に新築する一戸建ての木造住宅(玄関、台所、浴室およびトイレを全て有し独立して居住できるもの)であって、延床面積の2分の1以上を居住用とする建物
- 市内の工務店などにより施工され、年度内に新築工事に着手し完了すること
- 構造材または内外装材に、市産木材を1立方メートル以上使用すること

対象者は以下の全てに該当する者

- 市内在住の方、または新築後6月以内に市外から転入予定の方
- 対象住宅に入居した日から10年間居住すると誓約できる方
- 対象住宅の建築主、または建築主の3親等以内の親族の方
- 居住する方全員が市税の滞納がない方
- 居住する方全員が暴力団関係者でない方

補助金額

居住用の建築部分に対し市産木材の使用量に応じた補助金額となります。

市産しっくいを内外装材に使用する場合、補助金額を加算します。

市産木材	1立方メートルあたり	限度額
居住誘導区域	3万円	30万円
居住誘導区域外	2万円	20万円

市産しっくい	使用面積	加算額
	20平方メートル以上	5万円
	10平方メートル以上	2万円

注意事項

補助対象工事の着手前に申請してください

ZEH化支援の補助について

問 気候変動対策課 TEL85-7302

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の新築や購入およびZEH化に寄与する設備の設置や改修に対し最大で45万円を補助します。

対象事業

- 1 ZEHの新築または購入 一律40万円
 - 2 太陽光発電設備の設置 総発電容量1kw当たり1万円(上限9万円)
 - 3 蓄電池設備の設置 総蓄電容量1kw当たり2万円(上限10万円)
 - 4 高断熱窓への改修 改修に要した費用の3分の1(上限20万円)
 - 5 HEMSの設置 一律1万円
 - 6 電気自動車等充電設備の設置 一律5万円
- (注意1)1と2,3,4,5との併用はできません。
(注意2)2,3,4,5,6の補助を受けるには、補助申請に係る住宅に、太陽光発電設備および蓄電池設備が設置されており、常時接続されている必要があります。

ユニバーサルデザインでみんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。

例えば
この本も



ピクトグラム

色弱者の方に
配慮した
ユニバーサル
デザインカラー



読みやすく、
誤読されにくい
ユニバーサル
デザインフォント

さまざまな
工夫を
しています



木造住宅耐震診断・改修・建替え費用の補助について

問 建築指導課 TEL20-3104

市民の皆さまの地震に対する防災意識の向上を図り、大規模地震に強い、安全・安心のまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修および耐震建替えを実施する際に要する費用の一部について補助を実施しています。ただし、事前に市へ申請をしてから実施されたものに限ります。

▶ 補助の対象住宅(①～④全ての要件を満たす住宅が対象となります)

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造2階建て以下の戸建て住宅(居住部分が2分の1以上の併用住宅を含む)
- ③在来軸組工法により建築された住宅
- ④賃貸を目的としない住宅

▶ 補助の対象者

- 補助対象住宅の所有者など(所有者の2親等以内の親族であること)
- 国税・県税・市税に滞納がない方

▶ 補助金交付額

1 耐震診断費用の補助

耐震診断を耐震診断士に依頼する場合

- 耐震診断士による診断に要した費用の3分の2(上限額 6万4千円)

2 耐震改修費用の補助

耐震診断により補強工事の必要があると診断された住宅について、補強計画に基づく耐震補強工事をする場合

- 補強計画の策定を含む住宅の耐震改修に要した費用の5分の4(上限額100万円)

3 耐震建替え費用の補助

耐震診断により倒壊の恐れがあると診断された住宅を除却し、同一敷地内に新たに住宅を建築する場合

- 建替え前の住宅の耐震改修に要する費用相当額(1㎡当たり22,500円)の5分の4(上限額 100万円)

ブロック塀除却費などの補助について

問 建築指導課 TEL20-3104

市民の皆さまの地震に対する防災意識の向上を図り、大規模地震に強い、安全・安心のまちづくりを推進するため、調査により危険なブロック塀などに該当し、除却および改修工事(造り替えることを含む)を実施する際に、費用の一部を補助しています。ただし、事前に市へ申請をしてから実施したものに限りま

補助対象ブロック塀など

道路や避難所などに面するもののうち、地震により倒壊の恐れがあると判断された補強コンクリートブロック塀、れんが塀、石塀など

補助対象者

- ブロック塀などの所有者(2親等以内の親族であること。ただし、ブロック塀などの管理者が申請する場合は除く)
- 国税、県税、市税に滞納がない方

補助交付額

除却および改修工事(造り替えることを含む)に要した費用の3分の2(上限20万円)

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に入出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。



空き家の解体補助について

問 建築住宅課 TEL20-3103

市民の安全な暮らしを脅かす、倒壊の危険があるような空き家(特定空家等※)の撤去を促進するため、解体費用の一部を補助します。

※住宅地区改良法第2条第5項の規定による基準により不良住宅と判定された空家も対象

解体補助対象は以下の全てに該当する空家

- 市の事前調査により「特定空家等」と認定された空家(事前調査は随時行っております)
- 一戸建ての住宅(併用住宅を含む)で個人が所有するもの(貸家は対象外となります)
- 所有権以外の権利が設定されていないこと
- 公共事業などの補償の対象になっていないこと
- 補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

対象者は特定空家等の所有者または相続人で、以下の全てに該当する方

- 市税などを滞納していない方(相続人や共有者など、所有権を有する方全員)
- 暴力団関係者でない方
- 市内の事業者(本店の所在地が市内にある事業者)に解体工事を依頼できる方
- この補助を受けていない方

補助金額 解体費用の2分の1 最大50万円

注意事項

- 空き家を解体すると、住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例措置の対象から除外されます。
- 事前調査の結果または予算の都合上、補助金の交付を受けられない可能性があります。
また、交付決定前に着手した解体工事は補助対象外となります。

佐野市空き家バンク制度について

問 建築住宅課 TEL20-3103



個人が所有する、居住していない市内の住宅を売買または賃貸したいという空き家所有者に登録してもらい、この情報を佐野市ホームページに公開し、空き家などを探している方に紹介する制度です。市内にある空き家を売りたいまたは貸したいという方は、空き家バンクへの登録をご検討ください。

登録要件

- 土地と建物が同一である個人が所有する一戸建ての住宅(当該住宅を解体または解体する予定の敷地も含む)
※ただし、下記の要件に当てはまるときは登録することができません。
- 空き家が賃貸借を目的として建築されたものであるとき

- 所有者が不動産業を営む者であるとき
- 空き家の老朽化が著しいものまたは大規模な修繕を必要とするものであるとき
- 市街化調整区域内にある空き家などで、現在の所有者以外の者が使用することができないものであるとき
- 建築物を建築できない土地であるとき
- 所有者が暴力団員であるとき

登録の流れ

1. 事前調査

空き家などを登録したい方は、まずは建築住宅課にお問い合わせください。事前調査や日程調整の後、所有者立会いのもと市の職員が現地を伺い、写真撮影(外観・屋内)を行います。登録可能な場合は、物件登録申請書と必要書類を建築住宅課に提出していただきます。

2. 顔合わせ

登録完了後は所有者立会いのもと、市および担当不動産業者との顔合わせを行い、今後の流れや注意事項について説明します。希望価格が決まりましたら、佐野市空き家バンクのホームページにて物件を紹介して、利用希望者を募集します。

3. 交渉および契約

物件を買いたい、借りたいなどの問い合わせを受けると、担当不動産業者の仲介により利用希望者との交渉がスタートします。契約成立時には仲介手数料が発生します。

水道

問 上下水道局 TEL22-1696



▶ 水道の使用(開始・中止)※3営業日前まで

- 電話
- 佐野市水道お客さまセンター窓口
- インターネット

※開始の際は手数料500円がかかります。

▶ 水道料金のお支払い

口座振替

1回につき50円割引(再振替除く)

取り扱い	市内に本支店のある銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行など
申込手続き	上記金融機関または佐野市水道お客さまセンター

現金

取り扱い	各金融機関やコンビニエンスストアなど
------	--------------------

スマートフォンアプリ

取り扱い	Pay Pay(ペイペイ)、LINE Pay(ラインペイ)
支払方法	佐野市上下水道局がお送りする納付書のバーコードを読み取ることで、お支払いできます

一般用水道料金表(2カ月分)

税込料金(10円未満は切捨て) = 基本料金 + 超過料金
(令和5年4月現在)

メーター口径	基本料金		超過料金(1m ³ につき)
	水量	金額	
13mm	20m ³ まで	2,095円	21m ³ ~50m ³ 126円50銭
20mm		2,190円	
25mm		2,242円	
40mm		2,609円	51m ³ ~100m ³ 154円
50mm		3,939円	
75mm		4,662円	101m ³ ~300m ³ 181円50銭
100mm		5,636円	
125mm		7,574円	
150mm		10,591円	301m ³ 以上 214円50銭

料金は2カ月分をまとめてお支払いいただきます。

〈広告〉

未来につながる快適な生活環境を提供する

有限会社 アイビーエー
I.B.A.

〒327-0317 佐野市田沼町1668
TEL 0283-62-1567
FAX 0283-62-9311

・給排水工事 ・住宅水廻り工事
・増築リフォーム工事 ・下水道排水設備工事
・空調設備工事 ・換気工事

株式会社 小池設備工業

〒327-0846
栃木県佐野市若松町337-3
TEL 0283-27-2713
FAX 0283-27-2723

水まわりの事、お任せ下さい

sanwa 有限会社 三和設備

佐野市指定水道工事業所
佐野市下水道排水設備指定工事店

佐野市高萩町572-4
TEL.0283-24-4141

佐野市指定上下水道工事店

水まわりのリフォームから新築工事まで!

森田設備
Morita

バス・トイレ・キッチンのリフォーム
上下水道設計・施工、合併浄化槽
ボイラー、自家水道(ポンプ)、漏水修理等

お気軽にご連絡ください
担当直通 ▶ 090-3546-2690
TEL 0283-85-3931 FAX 0283-85-3123
佐野市葛生西1-11-2 森田設備 佐野



水道工事の申込み

次のような水道工事をするときは、本市指定の水道工事店(佐野市指定給水装置工事事業者)へお申し込みください。

- 新しく水道を引くとき
- 蛇口などを増設するとき
- 給水装置を改造、修理、撤去するとき
- 量水器の口径を変更したいとき

その他届け出

水道使用者の変更

水道使用者(水道使用量お知らせ票などのお名前)の変更は、電話または窓口でお届けください。

水道所有者の変更

水道所有者(権利者)の変更は、「給水装置所有者変更届」を提出してください。



水道料金の漏水減免申請

条件	<ul style="list-style-type: none"> 地下漏水など発見が困難なもの 過去に減免を受けていない者 佐野市指定給水工事装置事業者が修繕すること
申請	<ul style="list-style-type: none"> 上記事業者が上下水道局へ提出します

問合せ先

佐野市水道 お客さまセンター	大橋町1165 TEL22-1696
営業時間	午前8時30分～午後5時15分 土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

下水道

問 下水道課 TEL23-1120

下水道(トイレ、台所、洗面所など)で快適な暮らしを送りましょう。

▶ 水洗トイレ改造資金融資あっせん制度

工事資金の借入に対し、その利子を市が負担します。詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> くみ取式トイレを水洗トイレに改造する工事 浄化槽を廃止して公共下水道に接続させる工事
申請	<ul style="list-style-type: none"> 指定工事店が下水道課へ提出します

▶ 下水道使用料のお支払い

下水道使用料は、水道使用水量を基準に算定します。井戸などの自家水を使用している場合は、次のように水量を認定します。

使用水	汚水量(2カ月分)
水道水のみ	水道使用水量
井戸水のみ	14m ³ ×人数
水道水と井戸水併用	水道使用水量+7m ³ ×人数

▶ 下水道使用料(2カ月分)

税込料金(10円未満は切り捨て) = 基本料金+超過料金
(令和5年4月現在)

用途区分	基本料金		超過料金 (汚水量1m ³ につき)	
	汚水量	料金	汚水量	料金
一般用	10m ³ まで	1,540円		
	11m ³ ～20m ³	2,200円	21m ³ ～40m ³	110円
			41m ³ ～60m ³	121円
			61m ³ ～100m ³	132円
			101m ³ ～500m ³	143円
			501m ³ ～1,000m ³	165円
		1,001m ³ ～ 2,000m ³	176円	
		2,001m ³ ～	187円	
湯屋業用	200m ³ まで	4,400円	201m ³ ～	22円

問合せ先 佐野市水道お客さまセンター
TEL22-1696

浄化槽の維持管理

問 環境政策課 TEL20-3013

▶ 浄化槽の管理者の方へ

浄化槽は、維持管理が十分でないと、浄化されない水が流れ、水質汚濁や悪臭の原因となります。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、きちんとした維持管理を心掛けましょう。保守点検、清掃、法定検査は浄化槽法により義務付けられています。

▶ 保守点検の委託

栃木県の登録を受けた業者に委託してください。

問合せ先 栃木県環境保全課水環境担当
TEL028-623-3189

〈 広告 〉

浄化槽の維持管理・メンテナンスの事なら
どんな事でも当社にお任せ下さい!
(登録第49号)

(株)安蘇浄化槽公社

浄化槽の管理・水質検査は法律で定められています

佐野市吉水町792-3

TEL0283-62-5888
FAX0283-62-5963



地域の水環境をまもり続けます

YES, WEDO 有限会社 **城南興業**

【営業種目】

- 浄化槽管理・清掃
- 一般、産業廃棄物収集運搬
- 排水管高圧洗浄・調査
- グリストラップ清掃
- 下水道管清掃・調査
- 側溝清掃
- 貯水槽清掃
- 管工事一式

栃木県佐野市富岡町1437
TEL 0283-22-1999
FAX 0283-22-1994
Mail jounan.k@jounan.co.jp
ホームページ 城南興業



水のトラブルは
おまかせ下さい!

有限会社 **石橋工業**
ISHIBASHI

・上下水道・総合設備・合併浄化槽工事

お気軽にお電話ください。

TEL 0283-62-1480
FAX 0283-62-1822

佐野市船越町2631-3

▶ 清掃の依頼

市の許可を受けた業者に依頼してください。

- (株)柳営 TEL85-4111
(有)城南興業 TEL22-1999
(有)佐野防疫社 TEL62-2436

ペット(犬・猫)

問 環境政策課 TEL20-3013

▶ 犬の登録と予防接種

犬の飼い主には、犬の登録(犬の生涯に1回)と、狂犬病予防注射(毎年1回)が法律により義務付けられています。

登録

【登録申請のできる場所】

- 環境政策課(みかもクリーンセンター内)
- 狂犬病予防集合注射会場(毎年4月に実施)
- (公社)栃木県獣医師会および佐野市獣医師会に加盟している動物病院

【登録手数料】3,000円

登録内容の変更

犬の登録事項(犬の所在地、犬の所有者の住所・氏名、犬の所有者)に変更があったときは、環境政策課へ連絡してください。

飼い犬が死亡したときは環境政策課へ連絡してください。

転入・転出

佐野市へ転入したときは、前居住地で交付された鑑札および注射済票を持参して環境政策課で手続きをしてください。

市外へ転出したときは、転出先の自治体に、佐野市の鑑札および注射済票を持参して手続きをしてください。

狂犬病予防注射

飼い犬の狂犬病予防注射を毎年1回受けてください。動物病院の他に、毎年4月に実施している狂犬病予防集合注射会場でも受けることができます。

注射をすると、注射済票が交付されます。

※栃木県獣医師会および佐野市獣医師会加盟の動物病院以外で注射した場合は、環境政策課で注射済票の交付を受けてください。

料金

- (1) 狂犬病予防集合注射会場で受ける場合…4月に発送する「狂犬病予防注射のお知らせ」の通知をご確認ください。
- (2) 動物病院で受ける場合…各動物病院にお問い合わせください。

▶ 犬・猫が飼えなくなってしまったら

ペットは家族の一員として大切に飼いましょう。どうしても飼えなくなった場合は栃木県動物愛護指導センター(TEL028-684-5458)に相談してください。

公害・環境

問 環境政策課 TEL20-3013

▶ 光化学スモッグと微小粒子状物質(PM2.5)にご注意ください

光化学スモッグは、自動車や工場から排出される化学物質が紫外線と反応することにより生成されるものです。風が弱くて、気温が高く晴れた日に発生しやすく、目がチカチカする、喉が痛い、息苦しいなどの症状を引き起こします。

また、微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中の粒子のうち、大きさが2.5マイクロメートル以下の物質のことをいいます。発生源は、自動車や工場の排ガス、自然由来の火山灰や黄砂などがあります。PM2.5は非常に小さいため、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系や循環器系疾患への影響が懸念されています。被害を受けた方は、環境政策課まで連絡してください。

〈 広告 〉



土壌汚染対策、アスベスト、廃棄物、水質分析から対策コンサルティングまで！
環境に関する分析・対策なら環境ラボへ！

当社はJAB[(財)日本適合性認定協会]の認定機関です。

株式会社 環境ラボ
— 価値ある未来を環境から創造する —
佐野市宮下町7-10
☎ 0283-84-1131
ホームページ

技術
創造力
人間力

EMS Yoshizawa
EMS co.,LTD.
電気・プラント設備の設計・管理から修繕

吉澤エムス株式会社
佐野市多田町188番地
TEL.0283-62-2001 ホームページもご覧ください
FAX.0283-62-8808 吉澤エムス株式会社

光化学スモッグおよび微小粒子状物質(PM2.5)情報は、とちぎの青空ホームページでお知らせしています。また、栃木県防災メールで注意喚起のメール配信も行っています。

市民活動とは

問 市民生活課 TEL20-3014

日常生活を気持ちよく豊かに暮らせるようにするために、自主的に行う公益(不特定多数の者の利益)活動をいいます。ボランティア活動、NPO活動、コミュニティ活動、町会活動などが該当します(ただし、以下の活動を除きます)。

- 宗教色のある活動 ● 政治活動
- 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動

市民活動保険について

問 市民生活課 TEL20-3014

町会などの地域活動やボランティア活動などの市民活動を安心して行えるよう、市が保険料を負担し、保険に加入しています。

補償内容などの詳細は、お問い合わせください。

協働とは

問 市民生活課 TEL20-3014

市民、市民活動団体、企業、市などが「一定の目的意識を共有」し、「相互の特性の認識・尊重」を基盤として、「対等の関係」のもとに連携していくことであり、個々の目的達成のための有益な方法です。各主体は協働することによって、お互いの短所を補うことができ、また、より効果的な事業にもつながることから、協働は「相互活用」とも言えます。

町会について

問 市民生活課 TEL20-3014

町会とは、一定の区域の人々が、地域の問題を解決し、活動を通して親睦を図るなど豊かで住みやすいまちづくりを目指して自主的に運営している団体です。

▶ 町会組織

佐野市の町会組織は、次のようになっています。

町会組織	佐野市町会長連合会
地区協議会 20地区	理事 31人
単位町会 167町会	町会長 167人

※町会長連合会理事31人は各地区協議会から推薦

▶ 安全・安心な暮らしを守る活動

町会は、子どもたちの安全のための自主防犯パトロールや災害に対する自主防災活動を行っています。また、防犯灯の維持管理や防犯活動、交通安全活動も町会が行っています。

▶ 親睦活動

町会は、お祭りやレクリエーション大会などを開催して、地域の人々の交流や親睦を進めています。

▶ 地域環境美化活動

町会は、ごみステーション設置や資源回収の実施、清掃活動、歩道の花壇づくりなどを行い地域の環境づくりに取り組んでいます。

▶ 地域情報活動

町会は、地域の事業案内や市・学校・警察からの情報を、回覧板などとおして地域の皆さまに提供しています。

▶ 地域福祉活動

町会は、全ての人が、その地域で生き生きと自立した生活を送れるよう、支え合い活動を行っています。

▶ 各種補助制度

町会に関する各種補助制度に関しましては、記載の担当課へお問い合わせください。

補助金名	担当課	連絡先
自治公民館整備費補助金	市民生活課	20-3014
防犯灯設置費等補助金	佐野市防犯協会(危機管理課)	20-3056
自主防災組織防災資器材整備補助金	危機管理課	20-3056
町会消火設備設置補助金	危機管理課	20-3056

認可地縁団体について

問 市民生活課 TEL20-3014

平成3年に地方自治法が改正され、一定の手続きにより町会・自治会などが法人格を取得することにより、団体名で不動産などの登記ができるようになりました。

▶ 認可地縁団体とは

町会や町内会などの一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体が、市長の認可を受け、法人格を取得することにより、団体名で不動産の登記を行うことができます。